

栗東市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月10日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 梶原 美保

財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類及び根拠：財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2. 監査の根拠：栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日

（実地審査）令和8年5月27日（水）

コミュニティセンター葉山

コミュニティセンター葉山東

（以下、書類審査）

コミュニティセンター金勝

コミュニティセンター治田

コミュニティセンター治田東

コミュニティセンター治田西

コミュニティセンター大宝

コミュニティセンター大宝東

コミュニティセンター大宝西

4. 監査にあたった監査委員

大橋 慎一

梶原 美保

5. 監査の着眼点と実施内容

令和7年度補助金にかかる出納その他事務の執行が交付目的に沿って適正に行われているかについて、提出された監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合を行うとともに、コミュニティセンター職員より説明を聴取し監査を実施した。

6. 監査の結果

市補助金等交付規則に基づき補助金交付申請並びに実績報告、また、その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められた。但し、一部のコミュニティセンターの契約事務において、依然として書類の不備や適当でないと思われる処理があることから、市財務規則に基づき適正に事務がなされるよう、主管課より助言・指導の徹底に努められたい。

また、自主企画事業補助金における預金利息の市会計への戻入処理については、主管課が処理方針を示した上で、各コミュニティセンターに適正な事務を凶るよう指導されたい。

なお、個別のコミュニティセンターにかかる所見は以下のとおりである。

【所見事項】

○ コミュニティセンター金勝

・法定等検査は、施設利用者の安全・安心に関わる極めて重要な事項の確認であることから、事故を未然に防止するためにも遺漏なく実施し、不具合が発見された際には年度内に速やかに対応を図られたい。

○ コミュニティセンター葉山

・自主企画事業については、幅広く利用者が参加できるための方策を検討しながら事業の実施をされていた。

・管理運営補助金の執行に当たっては、引き続き、規則・規定等に基づいた対応をされたい。

○ コミュニティセンター葉山東

・契約事務において、書類の不備や適当でないと思われる処理があったことから、市財務規則に基づき適正に事務がなされるよう留意されたい。

・自主企画事業における参加者増に向けた企画内容の充実や日時設定の工夫等について検討をされたい。

・本監査資料や関係資料等に誤記等が多く見受けられたため、今後の事務については、留意して執行されたい。

○ コミュニティセンター治田

・地域の特性を活かした事業を実施しているが、地域住民に一層参加してもらうための方策を検討されたい。

○ コミュニティセンター治田東

・管理運営補助金の執行にあたり、修繕完了後における記録写真や成果報告が見受けられなかったことから、今後の事務に留意して執行されたい。

○ コミュニティセンター治田西

・事業実施に関して、参加者が増えるような方策を検討されたい。

・契約事務に関して、契約書（請書）を作成していない事案が見受けられた。また、施設備品の購入にあたっては、市に帰属することから、主管課に確認の上、市財務規則に基づき適正に事務がなされるよう留意されたい。

○ コミュニティセンター大宝

- ・地域まちづくりの支援拠点として、引き続き積極的な事業展開をされたい。
- ・日常業務の執行に当たっては、規則・規定等に基づいた対応とされたい。

○ コミュニティセンター大宝東

- ・自主企画事業については、新規事業を通じて幅広く利用者が参加できる取り組みがなされていた。
- ・貸館業務における施設の使用料・利用料と冷暖房料との区分の明確表記に取り組まれたい。

○ コミュニティセンター大宝西

- ・地域の特性を活かした事業を実施しているが、地域住民に一層参加してもらうための方策を検討されたい。
- ・日常業務の執行に当たっては、規則・規定等に基づいた対応とされたい。